

二ツ井子ども園の民間移管に係る移管事業者募集要項

市民福祉部子育て支援課

二ツ井子ども園の設置運営を民営化し、移管するにあたり、移管事業者を本要項により募集する。

1 二ツ井子ども園の概要

(1) 施設の概要（令和7年3月1日）

名 称	二ツ井子ども園
所 在 地	能代市二ツ井町字下野川端2番地1
認 可 定 員	100人
対 象 年 齢	0歳児～5歳児
開 所 時 間	午前7時～午後7時（延長保育時間を含む）
保 育 サ ー ビ ス	延長保育、一時預かり
園 舎 構 造	木造一部鉄骨（昭和53年建築）
延 面 積	敷地面積 4,838.40 m ² 延床面積 921.51 m ²
主 な 施 設 内 容	乳児室、ほふく室、保育室（4室）、遊戯室、調理室、医務室、トイレ、その他
設 備 等	通園バス1台

(2) 入所状況（令和7年3月1日）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
二ツ井子ども園	4人	5人	9人	13人	11人	13人	55人
きみまち子ども園	2人	5人	8人	9人	5人	12人	41人

※きみまち子ども園は令和8年度に二ツ井子ども園へ統合予定

2 移管予定年月日 令和9年4月1日

3 移管事業者選定・民間移管スケジュールの概要

年 度	月 日	内 容
令和7年度	4月7日	第1回民間移管事業者選定委員会 概要説明、審査基準・評価方法協議、募集要項案の説明、スケジュール等の説明
	4月14日	募集開始

	4月18日	募集説明会開催
	4月28日	募集要項に関する質疑及び回答
	5月16日	参加表明書締切
	6月20日	応募受付締切
	7月上旬	第2回民間移管事業者選定委員会 事前書類審査、応募法人が運営する保育所等の視察等
	7月下旬	第3回民間移管事業者選定委員会 事業提案説明（プレゼンテーション）、審査
	8月上旬	移管事業者決定
	9月～3月	事業者、保護者、関係機関との調整等
令和8年度	4月～3月	引継保育の実施、事業者、保護者、関係機関との調整等
令和9年度	4月1日	民間移管

4 応募資格

次に掲げる条件を全て満たすことを必要とする。

- (1) 能代市内で現に保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを運営している「社会福祉法人」、「学校法人」、「NPO法人」を対象とし、営利法人や株式会社は対象外とする。
- (2) こども・子育て関連事業に熱意と識見を有し、市の教育・保育行政に積極的に協力できる法人であること。
- (3) 法人及びその代表者の公租公課に未納が無いこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法の規定により更正又は再生手続きをしていない法人であること。
- (6) 法人の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員の利益につながる活動を行う法人に該当しないこと。

5 土地及び建物等の使用条件

(1) 土地

- ①二ツ井子ども園の敷地全体について、無償貸付する。
- ②土地は保育所の運営及び子育て支援に資する事業以外の用途に供することはできない。
- ③市の承諾なく土地の形状の変更を行うことはできない。
- ④市の承諾なく新たな施設等を建設または設置することはできない。

- ⑤市の承諾なく第三者へ土地を転貸することはできない。
- ⑥当該土地の維持管理のために要する費用その他の必要経費は、移管事業者の負担とし、その他必要な事項は別途協議する。
- ⑦移管後に改築に伴う移転により貸付が不要になった場合は、貸付を終了するものとする。

(2) 建物

- ①建物（園舎・附帯工作物・園庭遊具等）は現状のまま無償譲渡する。なお、建物の無償譲渡については、能代市議会の議決が必要なため、議決後に契約を締結する。
- ②建物の引き渡しまでに発生した、適切な保育環境を維持するために必要な修繕等については、移管事業者と協議の上、実施の可否を決定する。
- ③無償譲渡後に移管事業者が行う施設改修及び改築による移転に伴い施設を解体する場合は、移管事業者が行うこと。
- ④譲渡を受けた建物については、移管事業者が所有権移転登記後、直ちに法人の基本財産に編入すること。
- ⑤譲渡を受けた建物については担保に供さないこと。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合を除く。
- ⑥譲渡を受けた建物については、保育所の運営及び子育て関連事業以外の用途に使用することはできない。
- ⑦移管後の建物の維持管理については、移管事業者の責任により自己負担で行うこと。

(3) 備品

- ①二ツ井子ども園で使用している備品の譲渡については別途協議することとする。その他必要な備品及び消耗品等は移管事業者が用意する。
- ②譲渡を受けた備品については、保育所運営又は子育て支援に資する事業以外の用途に使用することはできない。

6 移管後の運営条件

(1) 施設類型

認可保育所とし、移管予定日までに、必要な申請手続き、届出等を遅滞なく行い、秋田県知事による設置の認可を受けること。

(2) 関係法令等の遵守

保育所の運営にあたっては、社会福祉法、児童福祉法、秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県設備運営基準条例」という。）等関係法令及び通知、市の指導等を遵守し、移管事業者が経営すること。

(3) 開所時間及び休所日

- ①開所時間は、移管前の時間帯（午前7時から午後7時）と同等とすること。（延長保育時間を含む。）

②休所日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とすること。

③ただし、①、②を超える開所時間及び開所日を設けることは妨げない。

(4) 利用定員及び受入れ年齢

①想定する利用定員は60人とする。ただし、移管実施時の社会情勢の変化等により、利用定員が施設の利用ニーズと乖離する場合には、別途、市と協議の上、利用ニーズを踏まえた利用定員の設定を行うこととする。

②0歳児（生後概ね8週以降）から5歳児（就学前）までを受け入れること。

(5) 職員配置

①県設備運営基準条例に定める配置基準以上の配置とすること。

②施設長は専任とし、児童福祉に熱意を持ち十分な知識を備えていること。

③保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置とすること。

④保育環境の変化から生じる、児童や保護者の不安を軽減するため、二ツ井子ども園に勤務する保育士等会計年度任用職員（非常勤職員）が、移管後の保育所での就労を希望する場合は、雇用に努めること。

(6) バス通園の実施

送迎バスでの送迎を希望する児童について、引き続き送迎を実施すること。

(7) 保育内容

①保育内容については、国が定める保育所保育指針を基本とすること。

②移管までの準備期間において、円滑かつ計画的な引継ぎを行い、児童及び保護者が安心して利用できる体制を整えること。

③これまで公立保育所が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童について、積極的な受入れを行うこと。

④自園調理による給食の提供を行うこと。また、その提供にあたっては食物アレルギーへの対策等に十分に配慮すること。

⑤移管前に実施していた延長保育事業及び一時預かり事業は継続して実施すること。

⑥原則として、移管前の年間行事を継承することとし、その他の行事の実施については、保護者の同意を得て行うこと。

⑦公立保育所がこれまで培ってきた地域との交流を継続し、地域に開かれた保育所運営を目指すこと。

7 その他

(1) 保護者との協議

- ①移管事業者は、積極的に保護者との意思疎通を図り、質問・意見・要望等には誠意を持って対応すること。
- ②保護者に新たな費用の負担を求める必要が生じたときは、保護者の理解を得て行うこと。
- ③苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を配置し、市及び保護者に対して明確にすること。

(2) 引継・共同保育の実施

移管に伴う児童や保護者の不安軽減に配慮するため、移管前年度に引継・共同保育を実施する。引継・共同保育の実施については、移管後に勤務する予定の保育士を二ツ井子ども園へ派遣することとし、派遣に伴い補充採用した保育士の人件費相当額を、市が予算の範囲内で負担するものとする。

なお、引継・共同保育の実施方法については、別途、市と協議をすることとする。

(3) 三者協議会の設置について

移管事業者決定後、速やかに移管事業者と市、保護者で構成される三者協議会を設置し、今後の施設運営方法等について話し合うこととする。三者協議会は移管前までは市が主催することとし、移管後については、移管事業者が主体となって、当分の間、三者協議会を継続することとする。

8 募集要項の配布

(1) 配布開始 令和7年4月14日（月）以降

(2) 配布場所 能代市市民福祉部子育て支援課

二ツ井地域局 市民福祉課

能代市ホームページ

(<https://www.city.noshiro.lg.jp>)

※ 郵送またはメールによる配布は行いません。

9 募集説明会

(1) 日時・場所 令和7年4月18日（金）午後3時から

能代市役所3階 会議室7

(2) 申 込 応募事業者の参加は必須とする。募集説明会参加申込書（様式第1号）を窓口、FAXまたはメールで提出すること。

申込期日 令和7年4月16日（水）午後5時15分まで

(3) 参加者数 1事業者につき2名までとする。

※募集要項、様式を必ず持参すること。

1 0 質問受付

- (1) 受付期間 令和7年4月14日(月)から令和7年4月28日(月)
※受付期間を過ぎてからの質問は、受け付けない。
- (2) 受付時間 持参または郵送の場合：土日・祝日を除く午前8時30分から
午後5時15分まで
メールまたはFAXの場合：随時
- (3) 方法等 質問書(様式第3号)にて提出すること。電話での質問は受け付けない。
- (4) 回答 質問書の受付後、概ね1週間程度で能代市ホームページに掲載する。その他の方法での回答は行わない。
※全ての質問について、一括して掲載(法人名等除く)するが、事業者固有の情報等に係るものについては、個別に対応する場合がある。

1 1 参加表明

本募集への参加を希望する応募事業者は説明会終了後に参加表明書(様式第2号)を提出すること。

※説明会終了から令和7年5月16日(金)まで

1 2 応募手続

- (1) 提出書類
応募関係書類一覧表(別紙1)に掲げる書類
- (2) 提出部数及び規格
- ①正本1部及び副本(複写可)10部
 - ②提出書類は、証明書類の原本及び参考資料を除き、A4判(両面印刷可)で作成の上、ファイル(A4-S)綴じとすること。なお、表紙と背表紙には、「ニッ井子ども園民間移管事業者応募書類」及び「法人名」を記載すること。
 - ③提出書類にはインデックスを貼付し、応募関係書類一覧表(別紙1)に示す項目番号を表示すること。また、インデックスごとに各ページ下部中央にページ番号を記載すること。
- (3) 応募書類の受付期間及び時間
- ①受付期間：令和7年4月18日(金)～令和7年6月20日(金)
(土・日・祝日を除く)
 - ②受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出方法
事前に担当課へ電話連絡の上、提出先に持参するものとする。(郵送による提出は不可。)
- (5) その他
- ①提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

- ②本要項に定める書類のほか、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。
- ③受付期間終了後は、提出された書類等の再提出及び差替えは原則として認めない。
- ④書類等の作成及び提出に要する経費等、応募に係る費用は全て応募者の負担とする。
- ⑤申請内容等に関し、能代市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定に基づき取り扱うものとする。
- ⑥申請を取り下げる場合は、取り下げ書（任意の様式）を提出すること。

1 3 移管事業者の選定

- (1) 移管事業者の選定は、「能代市民間移管事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及び事業提案説明（プレゼンテーション）を行い、その審査結果に基づき移管事業者を選定する。
（事業提案説明の日時・場所等の詳細については、応募期間終了後に改めて通知する。）
- (2) 選定委員会からの報告を受け、市が移管事業者を決定する。また、選定結果は市ホームページ等で公表し、応募した全ての法人に対し書面で通知する。

1 4 選考の基準等

選考にあたっては、選考基準に掲げる項目について、法人の運営状況、現保育所の運営状況、移管後の保育所の運営計画について採点を行い、保育所運営に対する理念・姿勢等を総合的に判断する。

評価は加点方式により行い、選定委員の点数を平均し決定する。満点を250点とし、最高得点の者を受注予定者とする。なお、150点未満の事業者は受注予定者とならない。

(採点基準)

評 価	配 点	評 価 基 準
優れている	5 点	・ 条件、基準に適合し、具体的かつ実現可能な優れた計画となっている。
良い	4 点	・ 条件、基準に適合し、具体的かつ実現可能と思われる計画がある。
標準	3 点	・ 条件、基準に適合し、具体的な計画がある。
やや劣る	2 点	・ 条件、基準に概ね適合しているが、計画に一部改善の必要がある。
劣る	1 点	・ 条件、基準と適合しない。記載がない。

※配点は5点満点の項目の例であり、項目により配点による倍率を乗じる。

(選考基準)

項 目		主 な 着 眼 点	配 点
1	運 営 法 人 について (50)	(1)移管事業者として保育所運営するにあたり、ふさわしい志望動機を有しているか。	10
		(2)保育事業に関して十分な経験があり、運営に必要な組織体制が整っているか。	5
		(3)法人監査において指摘事項がない。監査指摘がある場合に速やかに是正・改善を行っている、又は是正・改善が予定されているか。	5
		(4)職員の処遇や労務管理について適切であるか。	10
		(5)移管後に安定的な経営をするため、財政的余裕があるか。	20
2	現 保 育 所 の 運 営 状 況 について (50)	(1)児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切な保育を提供できているか。	10
		(2)保護者に対して、保育理念や保育方針について情報提供がなされているか。	10
		(3)過去3年の行政指導監査において、重大な指摘事項がない。または、指摘事項についての適切な改善が行われているか。	10
		(4)保育士等の処遇改善は適切に行われているか。	10
		(5)障がいがある等の特別な支援を要するこどもの保育について十分に理解があり、対応が適切か。	10
3	移 管 後 の 保 育 所 の 運 営 計 画 について (150)	(1)保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか。	10
		(2)児童の健康管理に対しての配慮は適切か。	10
		(3)給食や食育への考え方は十分かつ適切か。また、アレルギー等に対し適切に対応可能な体制があるか。	10
		(4)障がいがある等の特別な支援を要するこどもや医療的ケア児の保育について十分に理解があり、積極的な受け入れの準備があるか。	10
		(5)保護者との連携、連絡体制は適切か。	10
		(6)地域住民との交流や行事参加、地域貢献、市等との連携について積極的に取り組むものになっているか。	10
		(7)虐待等が疑われる児童の早期発見と適切な対応を行うものになっているか。	10
		(8)要望・苦情等に対する処理体制の取組は十分であるか。	10
		(9)施設長及び主任保育士の保育所等における経験年数は十分か。採用予定である場合は、採用計画は適切であるか。	10

	(10)職員の処遇や雇用形態等に関する考え方は適切か。	10
	(11)移管保育所に勤務している非常勤保育士等について、積極的に採用する職員配置計画となっているか。	10
	(12)収支予算計画は適切であり、継続的な施設運営が見込まれるか。	20
	(13)移管保育所の施設の適切な維持管理・老朽化対策が示されているか。また、将来的な改築を予定している場合、自己資金確保の見込みはあるか。	20
合 計		250

1.5 審査関係者への接触の禁止

審査関係者に対して、本件の審査に重大な影響を与えると疑われる接触を禁止する。接触の事実が認められた該当事業者にあつては、選定委員会開催前であれば失格とし、移管事業者として選定されている場合は、その選定結果を取り消すこととする。

1.6 その他

- (1) 応募及び選定の概要については、能代市ホームページに掲載する。
- (2) 移管事業者選定後、辞退する場合は、辞退届け（任意様式）を本市に提出するものとする。
- (3) 移管事業者選定後において、辞退した場合や、事業計画が成り立たない場合、その他、重大な不備等のあることが判明した場合には、選定を取り消し、次順位の法人と協議を行う場合がある。
- (4) 移管事業者の決定後、保育所の移管及び移管に係る建物の無償譲渡にあつては、能代市議会において条例改正等の議決が必要となる。仮に条例改正等の議決が得られなかった場合は、移管を停止する場合がある。
なお、市議会の議決が得られなかった場合において、移管事業者が保育所の移管に関して支出した費用等については、一切補償しない。
- (5) 移管事業者の決定後、国や市の制度改正等に伴い、本募集要項に記載した条件及び内容等について、変更する必要がある場合は、市と協議を行い変更するものとする。
- (6) 移管事業者の決定後、移管する保育所の保護者が既設の保育所等の見学を希望した場合は、積極的に対応すること。
- (7) 上記1から1.5に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

1 7 提出・問い合わせ先

〒016-8501 能代市上町1-3

能代市市民福祉部 子育て支援課 こども福祉係

TEL 0185-89-2946

FAX 0185-89-1679

E-mail kosodateshien@city.noshiro.lg.jp

(別紙 1)

項目 番号	提出書類		様式番号	確認欄
1	参加表明書		様式第 2 号	
2	事業者概要等		様式第 4 号	
3	法人定款、諸規程（運営、施設管理、就業、給与、経理 等）の写し			
4	法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書） ※参加表明前 1 か月以内に発行されたもの			
5	法人の組織及び運営に関する資料（経営理念や事業概要、組織図、パンフレット 等）		様式任意	
6	令和 6 年度における法人の事業計画書及び収支予算書		様式任意	
7	直近 3 年間（令和 4 ～ 6 年度）の法人指導監査結果の写し			
8	令和 6 年度における現に運営する保育所等の事業計画書 ※職員の勤務体制表			
9	現に運営する保育所等の概要		参考様式 1	
	添付 書類	施設案内、パンフレット 等		
		直近 3 年間（令和 4 ～ 6 年度）の現に運営する施設の職員数、平均勤続年数、平均年齢、採用及び退職者数	参考様式 2	
10	直近 3 年間（令和 4 ～ 6 年度）の保育所指導監査結果の写し			
11	移管保育所の運営方針等説明書		様式第 5 号	
	添付 書類	職員研修計画等		
		職員の勤務体制表		
		履歴書（施設長予定者及び主任保育士予定者）		
		資格証明書等の写し（施設長予定者及び主任保育士予定者の保育士・保健師・看護師の資格）		
12	移管後 3 か年度（令和 9 ～ 11 年度）の移管保育所の運営収支計画書		参考様式 3	
13	直近 3 期分の財務諸表（令和 3 年度～令和 5 年度）			
	①	資金収支計算書及び内訳書		
	②	事業活動収支計算書及び内訳書		
	③	財産目録（詳細が表示されていること。）		
	④	貸借対照表		
	⑤	決算付属明細書		
	⑥	収支計算分析表（直近 3 期において提出が必要であった場合）		
	⑦	固定資産台帳		
14	法人及びその代表者の租税に未納がないことを証明する書類 ※応募前 1 か月以内に証明されたもの			